

令和8年度

**長崎県保育士修学資金
貸付事業の手引き**

令和7年10月

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

〈 目 次 〉

項 目	頁
1. 貸付の概要	
1. 事業の目的	1
2. 貸付対象者	1
3. 貸付額、条件	2
4. 連帯保証人	3
5. 貸付申請手続き	3
6. 貸付対象者の選定及び審査、貸付契約の締結	5
7. 貸付金の送金	5
8. 貸付契約の解除	6
9. 貸付の休止	6
10. 返還について	6
11. 返還金の支払猶予	7
12. 返還債務の免除	7
13. 貸付後の確認、届け出義務	9
14. 長崎県内の過疎地域等市町一覧	10
15. 別表 保育所等 返還債務の免除に係る施設・対象事業等（例示）	11
修学資金貸付 Q&A	13
長崎県保育士修学資金 各種様式集	17

長崎県保育士修学資金貸付制度の概要

1. 事業の目的

指定保育士養成施設を卒業後、長崎県内において保育士業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保・定着を図ろうとするものです。

2. 貸付対象者

修学資金の貸付対象者は、以下の①～④すべての要件を満たす者です。

① 養成施設に在学している方で、次のア～ウのいずれかに該当する者	
ア	長崎県内に住民登録を行い、県内の養成施設に在学している者
イ	長崎県外の養成施設に在学している者で長崎県内に住民登録をしている者
ウ	長崎県外の養成施設に在学しており、養成施設修学前まで、長崎県に住民登録をして修学のため県外に転居(住民登録)した者
② 養成施設卒業後に1年以内に保育士登録を行い、長崎県内の区域及び施設等において、保育の業務に従事しようとする意思がある者	
③ 家庭の経済状況等から学費支弁が困難な者で、かつ、学業成績が優秀な者(新入生については、高等学校の5段階評定の平均値が概ね3.0以上、大学等の在校生については GPA 評定が高等学校の5段階評定の概ね3.0以上と同程度の者)であり、学習意欲のある者。但し、教科以外の学校活動等で特に優れた成果を収めていると学校長が推薦する者を含む。	
④ 他の都道府県等が実施する保育士修学資金又は他制度の修学資金を借り受けていない者	

※貸付の申請は、原則として養成施設入学後ですが、生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯に属している高校3年生は予約生募集枠として、養成施設入学前に貸付申請することができます。

※日本学生支援機構、長崎県育英会、日本政策金融公庫「国の教育ローン」等の奨学金との併給は可能ですが、他の国庫補助（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等）事業と本貸付金の併用はできません。

3. 貸付額、条件

貸付額 (上限額)	修学費 月額 50,000 円 以内 (総額1,200,000円が限度) 入学準備金 200,000 円 以内 (初回の貸付時) (貸付対象は新入生に限る) 就職準備金 200,000 円 以内 (卒業時に貸付) 生活費加算 (2) 生活費加算額 参照 (生活保護法による保護基準のうち、申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額) (千円未満切捨)
給付型奨学金 との併給につ いて	併給の場合の貸付額は、次の範囲内で、貸付額から調整します。 修学費 = (授業料+各校納金) - 授業料減免額 入学準備金 = 入学金 - 入学金減免額 生活費加算 = 併用不可 就職準備金 = 調整なし
貸付期間	貸付期間は、原則 2 年間ですが、修学期間が 2 年を超える場合は、2 年間に相当する範囲内 (1,200,000円以内) で正規の修学期間を月額換算した額とすることもできます。 ただし、生活費加算は 2 年が限度です。
貸付利子	無利子 (ただし最終返還期限を経過した場合は年 3 % の延滞利子が付されます。)
資金の 貸付時期	年間 2 回の分割交付 (初年度前期分は 8 月、後期分は 10 月交付予定) 貸付決定後の 2 年目以降は、原則 5 月、10 月の交付予定ですが、在学確認及び給付型奨学金の適格確認のため、多少前後することがあります。

《生活費加算の要件について》

(1) 生活費加算の対象者は前記2.の貸付対象者に加え、下記条件に該当する者が対象になります。

① 生活保護受給世帯に属する者及びこれに準ずる経済状態にある者 (下記のいずれか)

- 1) 申込者が貸付申請時に生活保護受給世帯である場合。
- 2) 申込者 (申込者が被扶養者の場合は扶養者) が前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合。
 - ・ 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活保護世帯の場合、福祉事務所との調整を経て世帯分離が行われていること。

(注意) 高校生の場合、養成施設入学と同時に世帯分離が行われることが必要です。

(2) 生活費加算額

保育士修学資金における1月あたりの生活費加算の上限額は、貸付対象者の貸付申請時の住所地の生活扶助基準の居宅(第1類)基準額に対応する金額となります。(貸付申請する場合は千円未満切捨てとなります。) 具体的な金額は、県社協まで電話でお問い合わせ下さい。

- ① 居住地の級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。

【参考】長崎県内の級地区分は、以下の通り

2級地-1=長崎市

2級地-2=佐世保市、西海市、

3級地-1=諫早市、大村市、長与町、時津町

3級地-2=前記以外の県内市町

- ② 居住地は、養成施設在学時の申請者の居住地で適用する。卒業予定の高校生の場合、養成施設入学後の居住予定地で適用する。

- ③ 貸付申請時の年齢は、入学年度の4月1日現在の年齢で適用する。

- ④ 貸付後に居住地、年齢が変動しても、貸付期間中は本件交付金額の変更は行わない。

<貸付申請時の記入例> 千円未満切捨て

上限額の計算例

①申請時年齢:18歳

②在校時に居住を予定する地域(注):長崎市=級地区分=2級地-1

③生活費加算申請上限額=35,000円

4. 連帯保証人

返還債務を負担することができる資力がある連帯保証人が、1人必要です。

※申請者が未成年の場合、連帯保証人は申請者の法定代理人(親権者等)でなければなりません。

また、法定代理人(親権者等)が返還債務を負担することが困難である場合は、別途連帯保証人の追加が必要です。生活費加算を申請する場合、連帯保証人は2人必要です。

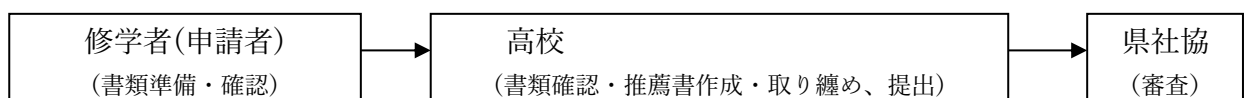
5. 貸付申請手続き

ア) 予約生募集時に申請する場合

生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯であって貸付を希望する方は、在学している高校に以下の書類を提出してください。提出を受けた高校は、申請者の書類を取りまとめの上、次の書類と合わせて、申請期限までに長崎県社会福祉協議会に提出して下さい。

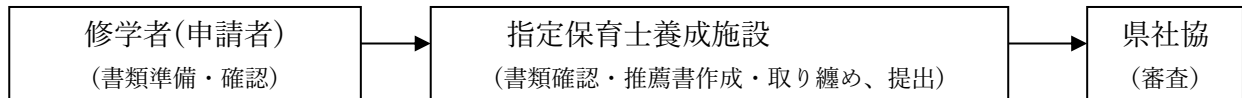
▷推薦書(様式第3号)

▷調査書



イ) 指定保育士養成施設に入学後に申請する場合

貸付を希望するときは、下記書類を整え、養成施設が指定する申込期日までに、提出して下さい。養成施設では、選定を行い、推薦書(様式第3号)を作成、添付し、県社協(保育士修学貸付担当)へ指定期日までに提出して下さい。



【提出書類】

※申請様式は、県社協ホームページからダウンロードして利用下さい。

- (1) 申請書チェックリスト
- (2) 貸付申請書(様式第1号)
- (3) 個人情報の取扱同意書(様式第2号)
- (4) 養成施設長の推薦書(様式第3号)
- (5) 高校の調査書(養成施設在学生の場合は、養成施設の成績証明書)
- (6) 住民票(世帯の全部、個人番号のないもの)

※居住地にかかわらず本人、両親(主たる生計者)及びその被扶養者全員分が必要です。

- (7) 家計支持者(両親等)の所得を証明するもの(市町村発行の所得証明書)

※所得の有無にかかわらず、原則父母双方が家計支持者になります。所得がない場合も所得「0円」の証明書が必要です。

※必ず市町村の窓口で『課税所得額(課税標準額)』及び『市町村民税調整控除額』の記載がある証明書の発行を依頼してください。

- (8) 連帯保証人の所得を証明するもの(市町村発行の所得証明又は源泉徴収票の写し)

※上記(6)と同一であれば、提出不要

- (9) 生活費加算を申請する場合は、上記(1)～(8)の書類に加え、以下の書類

ア 申請者の世帯の主が生活保護受給世帯である場合

・居住地の福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(世帯分離が確認できるもの)

イ 生活保護世帯に準じる経済状況にある世帯の場合

・市町村長が発行する所得課税・非課税証明書、国民年金保険料掛金減免通知、国民健康保険一部負担金減免又は徴収猶予決定通知書等のうち該当するもの

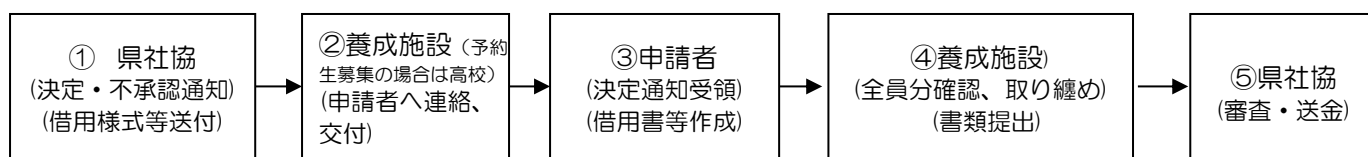
- (10) その他(入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方は、雇用保険受給資格者証や離職票など離職日を確認できる書類を追加で添付して下さい。)

- (11) その他県社協会長が必要と認める書類

6. 貸付対象者の選定及び審査、貸付契約の締結

【手続きのフロー】

①	県社協	養成施設（予約制募集の場合は高校）からの書類受付後、審査し、貸付決定又は不承認の結果について、養成施設（予約制募集の場合は高校）を経由して通知します。また貸付決定通知書には、提出すべき借用書等様式を同封します。
②	養成施設（高校）	内容を確認のうえ、上記①の書類を申請者に渡して下さい。
③	申請者	上記②の書類に、記入、捺印し、その他関連書類を含め養成施設（高校）に提出して下さい。
④	養成施設（高校）	対象者全員の書類を確認、とりまとめ、指定期日までに県社協に提出して下さい。
⑤	県社協	必要書類、内容が合致しているか審査し、指定口座に送金します。



※貸付審査の結果の理由は、開示しません。

【提出書類】 ※記入例を参照して、記入漏れがないよう留意して記入して下さい。

- (1) 借用書（様式第4号）／直筆で署名、押印（申請書に押印した印鑑で可）
- (2) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書／発行から3か月以内のもの
- (3) 振込口座申請書及び振込口座通帳の写し（表表紙とその裏の写し）／銀行・支店コード、カタカナ口座名義が記載されているページをA4版の大きさにコピーして下さい。
- (4) その他県社協会長が必要と認める書類

7. 貸付金の送金

県社協では、借用書類を確認したのち、送金手続きを行います。

【留意点】

- ① 分割交付は、年間2回（貸付初年度は、前期分8月、後期分10月交付予定）です。
- ② 分割交付の1回あたりの送金額は、承認月額×6ヶ月分です。
生活費加算の場合も同様に承認月額×6ヶ月分です。
- ③ 入学準備金は、初回送金時に送金します。
- ④ 就職準備金は、最終学年の2月頃に養成施設から卒業見込み報告書の提出を受け、卒業予定者に対して送金します。
- ⑤ 毎年、4月と9月に養成施設あてに貸付決定者在学状況届（一覧表）を送付し、それぞれ4月1日及び10月1日時点での学生（借受人）の在学状況を確認します。
- ⑥ 退学、休学、復学、停学、留年や進路変更した場合は別の手続きが必要になりますので、速やかに県社協に連絡して下さい。

8. 貸付契約の解除

県社協は、貸付の決定又は交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除となります。

借受人等は、事由が発生した日から30日以内に辞退届（様式第14号）を県社協に提出して下さい。

- （1）養成施設を退学したとき
- （2）修学生であることを辞退したとき
- （3）心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなつたと認められるとき
- （4）学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- （5）虚偽その他不正な方法により資金の貸付を受けたことが明らかになつたとき
- （6）その他貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

9. 貸付の休止

貸付の決定又は交付を受けている修学生が養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金等の貸付けを、休止します。

10. 返還について

返還の方法は、原則一括となります。なお、やむを得ない場合は、申請により分割払いが認められる場合があります。その場合の返還期間は原則4年以内とします。ただし、県社協会長がやむを得ない事情と認めた場合(例示 災害、疾病、負傷、生活困窮などの場合)はこの限りではありません。

- （1）返還が始まる時
 - ①退学等の理由により貸付契約が解除されたとき
 - ②養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録しなかったとき
 - ③県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき
 - ④県内において保育士業務に従事する意思がなくなつたとき
 - ⑤保育士業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき
- （2）返還事由が発生した翌月から返還が開始します。事由が発生した日から30日以内に、返還計画書（様式第15号）を県社協に提出して下さい。
- （3）正当な理由なく、最終返還期日までに貸付金の返還をしなかったときは、残元金に対して年3%の割合で計算した延滞利子の支払い義務が生じます。

11. 返還金の支払猶予

次の場合、その事由が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができます。

返還金の支払猶予を申請しようとする者は、返還猶予申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、養成施設を通じて県社協へ提出して下さい。なお返還猶予できるのは、返還計画書等により返還期限が到来していないものに限りです。

- （1）貸付契約を解除した後も引き続き当該養成校に在学しているとき〔在学証明書等〕
- （2）長崎県内において、保育士業務に従事しているとき〔指定業務従事届（様式第7号）〕
- （3）借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認められるとき〔罹災証明、医師の診断書等の当該事情を疎明する資料〕

※ 上記(3)の返還猶予の場合、(猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとは見なされません)

ア 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

イ 出産・育児のため、指定施設を退職し、出産後、指定施設等への再就職を希望する場合

ウ 養成施設卒業後、出産・育児のため就職せずに出産準備期間に入る場合

エ 育休法に規定する介護休業を取得する場合(ただし連続1月以上の取得に限る)

オ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・ 指定施設等在職中の病気休職等を取得する場合
- ・ 指定施設を退職し疾病・負傷等の治癒後に指定施設への再就職を希望する場合

カ 養成施設を卒業した日から、1年以内に指定施設で保育士業務に従事する意思があり求職中の場合

キ 就職内定後、就職待機中の場合

ク 指定施設等において保育士業務以外の職種に採用された場合であっても、保育士業務等に従事する意思があると認められる場合

ケ 指定施設等を退職し、別の指定施設等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認められる場合

コ その他該当する場合

12. 返還債務の免除

次の場合、貸付額にかかる返還の債務全額（既に返還を受けた債務を除く）を免除します。

返還債務の免除を申請しようとする者は、返還免除申請書（様式第8号）に関係書類（当該事情を証明する資料）を添えて、県社協へ提出して下さい。

- （1）申請により返還債務が全額免除となるとき

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、かつ長崎県内において保育所等の指定施設において5年間引き続き保育士業務に従事したとき過疎地域等において、保育士業務に従事した場合、又は中高年離職者(45歳以上で離職して2年以内)にあつては、3

年間引き続き、保育士業務に従事したとき

- ②災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できない場合は、引き続き当該業務に従事していたと見なすが、免除要件である当該業務従事期間には算入しない
ただし、当該法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間は、当該業務従事期間に参入することができる
- ③保育士業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき

※関係書類：死亡届（死亡診断書写し又は戸籍抄本写し等を含む）又は医師の診断書

（２）申請により返還債務の一部が免除となるとき

- ①長崎県内で保育士の業務に貸付を受けた期間(２年)以上従事したとき
- ②死亡し又は心身の障害その他特別の事由により貸付を受けた資金を返還することができないと認められたとき

※５年または３年の在籍期間中に、それぞれ業務従事期間が９００日以上又は５４０日以上が必要です。

（関係書類）業務従事期間証明書（様式第９号）

13. 貸付後の確認、届け出義務

(1) 定期確認、報告

①在学確認：養成施設卒業までは、毎回の分割送金前に養成施設あて、在学確認を行います。

(在学状況確認書)

②在職確認：保育所等に就職後は、毎年一定時期に、免除期間（5年もしくは3年）に達する

まで、在職が継続しているかの確認を行います。（業務従事届：様式第9号）

(2) 各種届出の義務（届出が必要なとき）

①修学生(卒業後も準用)又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき

②修学生が休学・復学・転学・留年・退学したとき（様式第12号・13号）

③修学生が停学、退学の処分を受けたとき(様式第13号)

④修学生であることを辞退したとき(様式第14号)

⑤修学生が死亡したとき(様式第18号)

⑥保育士業務に従事したとき(様式第9号)

⑦勤務先を変更したとき(様式第9号・16号)

⑧保育士業務に従事しなくなったとき(様式第15号・16号)

⑨養成施設を卒業したとき(様式第20号)

(3) 契約解除、返還及び返還の猶予、免除の申請

前記8～13に該当する場合は、事由が発生した日から30日以内に申請が必要です。

(4) 卒業見込報告書の提出について

就職準備金は保育士資格を取得し、県内の保育所等の指定施設に就職することを前提に、保育士業務の従事に必要な物品購入に充てるための資金です。そのため、借受人の最終学年時(卒業年度)の「卒業見込状況」を確認させていただくため、養成施設から「卒業見込報告書」を提出していただきます。

14. 長崎県内の過疎地域等市町一覧

(令和7年4月1日現在)

市町名	町・区域名
長崎市	旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、木場、扇山、上大中尾、桂山
佐世保市	旧宇久町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、浅子町、黒島、高島、寺島、下宇戸、烏帽子、平松、俵ヶ浦、里美
島原市	全域
諫早市	旧諫早市、旧多良見町、旧小長井町、旧森山町、黒新田、旧田結村（飯森町）※、旧深海村（高来町）※
大村市	旧千綿村※
平戸市	全域
松浦市	全域
対馬市	全域
壱岐市	全域
五島市	全域
西海市	全域
雲仙市	全域
南島原市	全域
長与町	該当なし
時津町	該当なし
東彼杵町	全域
川棚町	全域
波佐見町	該当なし
小値賀町	全域
佐々町	全域
新上五島町	全域

※旧田結村、旧深海村、旧千綿村は、昭和25年2月1日時点の市町村名になります。

15. 別表 保育所等

修学資金の返還債務の免除に係る施設・対象事業等（例示）

区域	法令・通知等		施設等種別
長 崎 県 内	児 童 福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他内閣府令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センター、放課後等デイサービス、その他内閣府令で定める施設
		第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院 母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児 入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設 児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項ま でに規定する業務であって第34 条の15第1項の事業及び同法条 第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第9項から第12項 までに規定する業務又は第3 9条第1項に規定する業務を 目的とするものであって、第3 4条の15第2項、第35条第 4項の認可又は認定こども園 法第17条第1項の認可を受 けていないもののうち、右記に 示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと 定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設 設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内 保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第 9項から12項までに規定する業務または同法第39条第1項 に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第13項に規定さ れ、第34条の18第1項の規 定による届出を行ったもの	病児保育事業

長 崎 県 内	児 童 福祉法	第 6 条の3第 2 項に規定され、 第 3 4 条の8第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定により届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第 6 条の 3 第 7 項に規定され、 第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	学 校 教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時(週5日以上)実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の 子どもに 関する教育、保育 等総合的な提供推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
	子ども・ 子育て支援法	第 3 0 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・ 子育て支援法	第 5 9 条の2第 1 項に規定する 仕事・子育て両立支援事業	「平成 2 8 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙 「平成 2 8 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の 1に定める企業主導型保育事業事業を実施する施設

修学資金貸付 Q&A

Q01	返還免除の対象となる雇用形態は、常勤に限定されているのか。非常勤の場合の適用基準は
A01	雇用形態は常勤職員に限らない。非常勤職員として勤務する場合は、1,825日(5年間)以上雇用され、保育等の業務に従事した期間が900日(180日/年)以上あることが必要です。ただし、過疎地域において保育業務に従事した場合は、保育所等に在籍した日数が1,095日以上であり、保育に従事した日数が540日以上であれば返還免除の対象となります。
Q02	貸付の対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。
A02	通信制の養成施設は、貸付対象施設に含まれる。通信制の場合、貸付対象者が住民登録している都道府県で貸付を受けることはできるが、施設の所在地の都道府県で貸付を受けることはできない。
Q03	生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。
A03	生活福祉資金に限らず、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練給付等の国庫補助事業等との併給はできません。 なお日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」等の利用については、その併給を認めています。また、給付型奨学金受給者が授業料等の減免を受けた場合、自己負担の範囲内での貸付を受けることは可能です。(問19参照)
Q04	養成施設等を休学、停学した場合は、その期間の貸付は受けられますか。
A04	休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付は行いません。既に貸付を受けている場合は、次の交付額を休学又は退学の期間に応じて減額します。
Q05	留年した場合はどうなりますか。
A05	学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付金を停止します。なお、借入した修学資金は、返還となりますが引き続き養成施設等に在学しているときは返還の猶予ができます。 また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により留年となった場合は、貸付金の交付を続けますが、契約した貸付期間の延長はいたしません。
Q06	退学した場合はどうなりますか。
A06	貸付を停止し、既に借受けた金額を返還していただきます。
Q07	在学中に死亡した場合、又は心身の故障により将来に渡って返還免除対象業務に従事する見込みがないときはどうなりますか。
A07	原則として返還の対象となります。借入した修学資金は、相続人及び連帯保証人が引き継ぐことになります。ただし、相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。

Q08	卒業後に死亡した場合、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A08	業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。 また、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q9	連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が発生したときはどうなりますか。
A9	その理由が生じた日から起算して30 日以内に新たな連帯保証人を立てていただきます。
Q10	貸し付けを受けたお金の返還に要する期間（返還期間）は何年間ですか。
A10	修学資金を返還しなければならない理由が生じた日の属する月の翌月から県社協が認める期間（原則4年以内）の期間内に分割して返還していただきます。
Q11	貸し付けを受けたお金の利子は付きますか。
A11	本修学資金は無利子の制度です。しかし、定められた返還期間内に完済しなかった場合は、残った元金に対して年利3.0 パーセントの延滞利子が付されます。
Q12	返還免除の対象となる「幼稚園」での勤務について「常時預かり保育を実施」「認定保育園への移行や予定」をどのように確認するのか。また「常時」や「移行予定」の基準はあるのか。
A12	幼稚園の状況については、各自治体が把握している情報や園に実施状況等の書類提出を求める方法により対応することとしている。「常時預かり保育を実施」は週5日以上実施している施設。「認定保育園への移行予定」は貸付対象者が入職してから5年以内の移行を予定している施設が対象
Q13	卒業後、保育士の資格は取得したが、その後1年以上就職又は返還免除業務への従事ができなかったときはどうなりますか。
A13	就職まで1年以上かかった場合、卒業から1年を経過した時点で返済開始となります。 しかし、就職して返還免除対象業務に従事したときは、そこから返還を猶予することができます。すでに返済した貸付金は、免除にはなりません。 なお卒業後他の職種に就職した方で、将来返還免除対象業務に従事する意志ありと認められる場合は、卒業した日から2年以内の期間まで返還免除対象業務への従事を猶予します。
Q14	就業していた保育所を辞め、別の保育所で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A14	長崎県内の返還免除対象事業所であれば、対象になります。ただし、連続して勤務していると認められる場合に限ります。前業務先の「退職届」と新業務先の「指定業務従事届」を県社協に提出して下さい。

Q15	返還免除要件（5年間の保育士の業務への従事）における「5年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A15	返還免除要件における「5年間」は、原則として連続している必要があります。ただし当初就職した事務所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事情がある場合には連続とみなします。
Q16	返還免除対象の業務従事期間について、「業務従事開始日」及び「登録日」からのいずれの日から算定できますか。
A16	「業務従事開始日」または「登録日」のいずれか遅い方から算定します。
Q17	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められないことになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A17	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。
Q18	業務従事期間について、養成施設卒業後、過疎地（3年未満）と通常地域（5年未満）双方にて勤務を行った場合、返還免除要件を満たすことになりますか。
A18	過疎地域での免除要件の3年は、あくまでも連続した業務従事期間が必要となります。例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点ではじめて免除要件を満たすものとなります。
Q19	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）等と保育士修学資金の併給はできますか。
A19	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）等と保育士修学資金の併給の場合、修学費は減免後も自己負担額が生じる場合に、月額5万円を上限に貸し付けます。 入学金については、自己負担額の範囲内において20万円を上限に貸し付けます。 生活費加算は給付型奨学金と支援内容が重複することから併給不可となります。 送金については、日本学生支援機構の適格認定後、級区分が確定後に貸付決定額から減額調整した後に送金します。
Q20	保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受人が、市町村等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、当該資金の返還免除期間として算定できるか。
A20	配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は返還免除条件の5年に算定することはできません。ただし、預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定こども園へ移行予定している場合は可能です。なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができます。上記の場合、本人が保育士として働く意思を持っている旨の申し立て書と返還猶予申請書の提出が必要です。
Q21	公立保育園は返還免除の対象になるのか。幼稚園教諭は含まれないのか。
A21	公立保育園は対象です。認定こども園、常時預かり保育をしている幼稚園は対象になるが、幼稚園教諭で採用になった場合は、返還対象です。
Q22	保育士証のコピーの提出期限について、令和年3月に卒業予定の場合、保育士証の提出はいつまでに提出すれば良いのか。

A22	養成施設を卒業する際には、「卒業届(資格取得届)」、「指定保育士養成施設卒業証明書」の写し及び「保育士登録済通知書」の写しを養成施設経由で提出して下さい。正式な保育士証は6月中旬頃に交付されるので、到着次第、その写しを県社協に提出して下さい。
Q23	保育士として児童の保護等に従事する場合、「指定業務従事届」はいつまでに提出すれば良いのか。
A23	毎年3月頃に一部印字した返還猶予申請書及び指定業務従事届の様式を借受者の自宅に郵送いたします。保育所等に就職した場合、就職先の証明印を押印したものを4月30日までに提出して下さい。提出がない場合は貸付金を返還していただくこともあります。
Q24	就職してから5年未満で退職した場合はどうなるのか。
A24	指定施設等において貸付期間(2年又は4年)以上保育士業務に従事し、その後退職した場合、一部返還免除が受けられる。ただし、一部返還免除を受けられるかどうかは状況により個別に対応するので、当該状況になった場合は、速やかに県社協に連絡して下さい。なお、本人の責により免職された者、特別な事情もなく恣意的に退職した者等には適用されません。
Q25	やむを得ない特別な事由により保育士業務に従事できなくなり、返還猶予をした場合、猶予期間以外に所定期間従事すれば、返還免除になるのか。返還猶予期間を挟んだ場合は、免除となる従事期間5年間と猶予期間を足した期間の後に、免除申請の手続きをとれば良いのか。
A25	やむを得ない特別な返還猶予事由が発生した場合は、県社協が認めれば返還猶予をすることができが、その間は保育士業務に従事したと見なすことはできません。猶予期間終了後、猶予前と合算して所定期間従事した場合のみ返還免除を受けることができます。
Q26	「在学状況届」や「卒業届」の様式は県社協から送られてくるものなのか。
A26	基本的に申請人が提出する書式については、県社協のホームページに様式をアップしているのでそれを活用して下さい。なお、借用書や返還猶予申請書等については、県社協のシステムから貸付番号や氏名を印字したものを送付するので署名押印して提出して下さい。なお、それ以外の書式で希望があれば、県社協から郵送することも可能です。
Q27	児童養護施設等に入所している児童が資金の貸付を受けようとする場合、連帯保証人に法定代理人を立てられない場合どうするのか。
A27	貸付を受けようとする者が、児童養護施設や児童自立支援施設等に入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童の場合、児童養護施設等の施設長の意見書を添付することによって、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
Q28	保育士養成施設卒業後、1年間介護福祉士の資格取得のため、介護福祉専攻科へ進学した場合、介護福祉専攻科在学期間の1年間は返還債務の猶予がみとめられますか。
A28	保育士養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、介護福祉専攻科修了後の翌年度から返還免除対象施設で児童の保護等に従事する場合は、介護福祉専攻科在学期間は返還債務の猶予期間となります。

記入例

様式第1号（修学資金－1/3 枚目）

（令和8年度申請用）

長崎県保育士修学資金貸付申請書

令和 7 年 11 月 11 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり長崎県保育士修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ（自署）	ナガサキ ハナコ		※性 別
氏名（自署）	長 崎 花 子		男 ・ <u>女</u>
生 年 月 日	平成 19 年 5 月 10 日 生 （18 歳）		
養 成 施 設 名 （学科・専攻まで詳しく）	長崎〇〇短期大学 幼児教育学科		
	入学年月日	令和 8 年 4 月 1 日	第 1 学年
養 成 施 設 の 住 所 等	〒852—8888 長崎市文里町 99 番 99 号 電話 095（999）7777		

本人の住所等 （住民票に記載している住所）		〒857—0007 長崎県五島市福江町木場 560-1 固定電話 0957（23）0007 携帯 090（1010）9999		
メールアドレス（PC 又は携帯電話）		E-mail: _____ @ _____		
（在学時に居住している住所が 上記と異なる場合に記入して下さい。 同じであれば同上と記載）		〒852—9999 長崎市浦上町 99—99 携帯 090（1010）9999		
本人の履歴		学 歴	職 歴	
		令和 6 年 3 月 長崎〇〇高等学校 卒	年 月 なし	
奨学金等の 借入の有無	給付型 奨学金	☐ 受ける予定がない ☒ 予約申請中 （月額 75,800 円） ☐ 決定済 （認定区分 第 区分）		
	貸与型 奨学金	名称：（日本学生支援機構 貸与型 ） （借入金額） 月額 30,000 円		
養成施設進学にあたり右記の資金の借受けの有無		生活福祉資金（教育支援資金）	有り ・ <u>無し</u>	
		母子父子寡婦福祉資金	有り ・ <u>無し</u>	
貸 付 希 望 期 間 ・ 金 額		① 修学資金	令和 8 年 4 月 から 令和 10 年 3 月まで （月額 50,000 円）24 ヶ月分 計 1,200,000 円	
		② 入学準備金	200,000 円 （入学年度のみ貸付）	
		③ 就職準備金	200,000 円 （卒業時に貸付 ）	
		④ 生活費加算	令和 6 年 4 月 から 令和 8 年 3 月まで 等級区分 2 級地の 1 （月額 35,000 円 24 ヶ月分 計 840,000 円	
			合 計	2,440,000 円
		卒業後の希望就職先	第一希望	〇〇認定こども園

様式第 1 号（修学資金－2/3 枚目）

家 族 の 状 況					
住 所 等	〒853－0007 長崎県五島市福江町木場 560-10 固定電話 0957 （ 23 ） 0007 携帯 090 （ 1010 ） 9999				
続 柄	氏 名	年 齢	居住状態	勤務先名等・職種	年間収入額
本 人	長崎 花子	18	同居・ ☒ 別居	長崎〇〇短期大学 〇〇学科	0 千円
父	長崎 一郎	50	同居・ ☒ 別居	長崎商事（株）	4,300 千円
母	長崎 美子	48	同居・ ☒ 別居	専業主婦	0 千円
兄	長崎 健介	20	同居・ ☒ 別居	〇×大学 経済学部 2 年	0 千円
妹	長崎 桃子	16	同居・ ☒ 別居	〇〇高等学校 1 年	0 千円
			同居・別居		千円
			同居・別居		千円

連 帯 保 証 人 予 定 者 ①			
フリガナ	カサキ イチロウ	本人との続柄	父
氏 名	長 崎 一 郎		
住 所 等	〒853－0007 長崎県五島市福江町木場 560-10 電話 0957 （23）0007		
勤務先	名称 長崎商事（株） 電話 095 （999）9999		
年間収入額	4,300 千円	生年月日	昭和 50 年 9 月 10 日 生

連 帯 保 証 人 予 定 者 ②			
フリガナ	イハハ ジロウ	本人との続柄	叔父
氏 名	諫早 次郎		
住 所 等	〒 857－1111 大村市矢竹町 11-10 電話 0956 （ 88 ） 1212		
勤務先	名称 琴海物産（株） 電話 0956 （ 25 ） 8899		
年間収入額	3,600 千円	生年月日	昭和 49 年 12 月 19 日 生

- 注）1. 連帯保証人は原則 1 名を立てて下さい。
 2. 申請者が未成年である場合の連帯保証人は、法定代理人（父母）でなければなりません。
 また、生活保護受給世帯の方や生活費加算を希望する方は、連帯保証人を 2 名必要です。

特別控除事由の有無

世帯の所得状況を把握する際の参考とします。該当する場合、番号を○で囲んで。

番号	特別控除事由の項目	確認事項	添付書類
1	母子・父子世帯	母子世帯・父子世帯	
②	就学者のいる世帯	家族状況欄に学校名・学年等を記載	
3	障がいのある人がいる世帯	障害の種類及び等級等	障害者手帳のコピー
4	長期療養者がいる世帯	年間所要経費 ○○○○円	左記の証明書類
5	家計支持者が別居している世帯	年間所要経費 ○○○○円	左記の証明書類
6	災害等の被害を受けた世帯	支出・減収年額 ○○○○円	左記の証明書類

保育士として働くことに対する想い

修学資金等は、「保育士資格取得後、県内の保育施設に長く従事できること、優秀であると学校長が推薦する者」に貸付を行うこととしています。

それをふまえて、保育士を目指そうと思った理由や、どんな保育士になりたいか等を記述してください。

(フリガナ) ナガサキ ハナコ		生年月日	
氏 名	長崎 花子	平成 17 年 5 月 10 日 (18 歳)	
住所 〒852-9999 長崎市浦上町 99-99			
電話 090 (1010) 9999		携帯電話 090 (1010) 9999	
学校名(養成施設名) 長崎〇〇短期大学		学科名 幼児教育学科	

保育士になろうと思った理由や世帯の状況等を記載して下さい。（300字程度）

申請者自身の言葉で、具体的に記入して下さい。

【例】

養成施設を卒業後、保育士として、長崎県内のどのような施設でどのような業務に従事していきたいか。家計の状況、家族の状況など修学資金が必要な状況を具体的に記入して下さい。

令和 年 月 日

下記のとおり長崎県保育士修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ（自署）		※性 別	
氏名（自署）		男 ・ 女	
生 年 月 日	平成 年 月 日 生	（ 歳）	
養 成 施 設 名 （学科・専攻まで詳しく）	学 科		
	入学年月日	令和 年 月 日	第 学年
養 成 施 設 の 住 所 等	〒 電話 （ ）		

本人の住所等 (住民票に記載している住所)		〒 ー 長崎県 固定電話 () 携帯 ()			
メールアドレス(PC 又は携帯電話)		E-mail: @			
(在学時に居住している住所が 上記と異なる場合に記入して下さい。 同じであれば同上と記載)		〒 ー 携帯 ()			
本人の履歴		学 歴		職 歴	
		令和 年 月 高等学校 卒		年 月 なし	
奨学金等の 借入の有無	給付型 奨学金	☐ 受ける予定がない ☐ 予約申請中 (月額 円) ☐ 決定済 (認定区分 第 区分)			
	貸与型 奨学金	名称:(日本学生支援機構 貸与型) (借入金額) 月額 円			
養成施設進学にあたり右記の資金の借受けの有無		生活福祉資金(教育支援資金)		有り ・ 無し	
		母子父子寡婦福祉資金		有り ・ 無し	
貸 付 希 望 期 間 ・ 金 額		⑤ 修学資金	令和 年 月 から 令和 年 月まで (月額 円) ヶ月分 計 円		
		⑥ 入学準備金	円 (入学年度のみ貸付)		
		⑦ 就職準備金	円 (卒業時に貸付)		
		⑧ 生活費加算	令和 年 月 から 令和 年 月まで 等級区分 級地の (月額 円 ヶ月分 計 円		
			合 計 円		
		卒業後の希 望 就 職 先		第一希望	第二希望

様式第1号（修学資金－2/3 枚目）

家 族 の 状 況					
住 所 等	〒 ー				
	固定電話 ()		携帯 ()		
続 柄	氏 名	年 齢	居住状態	勤務先名等・職種	年間収入額
本 人			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円
			同居 ・ 別居		千円

連 帯 保 証 人 予 定 者 ①			
フリガナ		本人との続柄	
氏 名			
住 所 等	〒 ー 電話 ()		
勤務先	名称	電話 ()	
年間収入額	千円	生年月日	昭和 年 月 日 生

連 帯 保 証 人 予 定 者 ②			
フリガナ		本人との続柄	
氏 名			
住 所 等	〒 ー 電話 ()		
勤務先	名称	電話 ()	
年間収入額	千円	生年月日	昭和 年 月 日 生

- 注) 1. 連帯保証人は原則1名を立てて下さい。
 2. 申請者が未成年である場合の連帯保証人は、法定代理人(父母)でなければなりません。
 また、生活保護受給世帯の方や生活費加算を希望する方は、連帯保証人を2名必要です。

特別控除事由の有無

世帯の所得状況を把握する際の参考とします。該当する場合、番号を○で囲んで下さい。

番号	特別控除事由の項目	確認事項	添付書類
1	母子・父子世帯	母子世帯・父子世帯	
2	就学者のいる世帯	家族状況欄に学校名・学年等を記載	
3	障がいのある人がいる世帯	障害の種類及び等級等	障害者手帳のコピー
4	長期療養者がいる世帯	年間所要経費 ○○○○○円	左記の証明書類
5	家計支持者が別居している世帯	年間所要経費 ○○○○○円	左記の証明書類
6	災害等の被害を受けた世帯	支出・減収年額 ○○○○○円	左記の証明書類

保育士として働くことに対する思い

修学資金等は、「保育士資格取得後、県内の保育施設に長く従事できること、優秀であると学校長が推薦する者」に貸付を行うこととしています。

それをふまえて、保育士を目指そうと思った理由や、どんな保育士になりたいか等を記述してください。

(フリガナ)		生年月日			
氏 名		平成 年 月 日 (歳)			
住所 〒 -					
電話 ()			携帯電話 ()		
学校名(養成施設名)		学科名			

保育士になろうと思った理由や世帯の状況等を記載して下さい。（３００字程度）

長崎県保育士修学資金貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報利用目的

長崎県保育士修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2. 個人情報の取得について

当社は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

長崎県保育士修学資金貸付における個人情報の取扱い同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人
(本人自筆)

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名し、記入日を記載してください。

推 薦 書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

養成施設等の所在地 〒 ー

電話 ()

養成施設等の名称
養成施設等の長の職及び氏名 印
(書類作成者氏名)

下記の者は長崎県保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)		入学年月		令和 年 月	第 学年
フリガナ					※性別
氏 名					男 ・ 女
推薦者意見	学力 5段階評定の平均値を記入して下さい ・		※ 家庭の経済状況等から修学資金を 1. 特に必要としている 2. 必要である		
	【学業成績のほか学校活動等での成果・家計の状況等に加え、保育士としての就職の意思等を有していることを確認して、その旨を記入して下さい。】				

＜備考＞ ※欄は該当するもの、番号を○で囲んでください。
「特に必要としている」に○が付いている場合は、具体的な理由を記載して下さい。
学力欄は新生児では高校の調査書の平均評定値、養成施設在学学生は直近の成績を記入して下さい。

長崎県保育士修学資金借用書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		借受人氏名	
養成施設名			

私は、次のとおり長崎県保育士修学資金貸付の決定を受けました。この資金は貴会の規定に従い貸付規程を遵守することを誓約いたします。

なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規定に従い返還いたします。

借用期間	
月額	
入学準備金	
就職準備金	
生活費加算	
借用総額	

【借受人】

自署すること 住所

氏名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

【連帯保証人】

自署すること 住所

氏名

実印

【連帯保証人】

自署すること 住所

氏名

実印

注)それぞれ印鑑登録証明書を添付し、印鑑登録証明書の印鑑を押印して下さい。

注)連帯保証人欄は貸付申請書に記載している保証人を原則1名記載して下さい。

生活費加算を加えているときは2名必要です。

振込口座申請書（保育士修学資金）

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 (県社協使用欄)			
住 所 等	〒 -		
	固定電話 ()	携帯電話 ()	
フリガナ		生年月日	
氏 名		平成 年 月 日生	

※機械印字に相違がある場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、手書きで書き直して下さい。

銀 行 名 (銀行コード)	(銀行)	支店名 (支店コード)	()
口座の種類	普通預金		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

- 注) 1.使用口座は、借受人本人名義の口座に限ります。
 2 預金通帳写し（銀行名・支店名、カタカナ口座名義が記載されているページ）
 を A4 版の用紙にコピー添付して下さい。（コピーは口座番号等がはっきりわかるように濃い目に印刷）
 3.ゆうちょ銀行も利用できます。

私は、上記のとおり長崎県保育士修学資金貸付金の振込口座を申請いたします。

令和 年 月 日

貸付申請者
(本人自筆)

長崎県保育士修学資金返還猶予申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成校名			
	卒業年月日	令和 年 月 日	
借受人の住所等	〒 _____		
	固定電話 ()	携帯電話 ()	
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生
保育士登録年月日	令和 年 月 日	返還免除対象業務従事年月日	令和 年 月 日

借用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	借用総額	円
		返還済額	円
返還猶予申請期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	返還猶予申請額	円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	1. 引き続き当該養成校に在学しているため 2. 当該養成校を卒業後、引き続き、他種の養成校において修学しているため 3. 長崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しているため 4. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情があるため		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。

理由1、2の場合、在学する養成校の在学証明書

理由3の場合、指定業務従事届(様式第7号)

理由4の場合、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

次のとおり長崎県保育士修学資金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 年 月 日

貸付申請者
 (本人自筆)

長崎県保育士修学資金返還免除申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
養成施設名			
	卒業年月日	令和 年 月 日	
住所等	〒 _____		
	固定電話 ()		携帯電話 ()
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 生
保育士登録年月日	令和 年 月 日	返還免除対象業務従事年月日	令和 年 月 日

借用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	借用総額	円
		返還済額	円
返還猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	返還猶予額	円
		返還免除申請額	円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	1. 保育士登録後、指定業務に（3年・5年）間継続して業務に従事したため。 2. 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。 3. その他（下記記載理由）		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。
理由1の場合、業務従事期間証明書（様式第9号）
理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県保育士修学資金返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

貸付申請者
(本人自筆)

業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借受人欄】

貸付番号	99HA999	氏名	長崎 花子	生年月日	昭和・平成 13年 7月 30日
住所等	〒 852-8999 長崎市茂里町 789-65				
	携帯電話	090 (1234) 5678		自宅電話	095 (846) 9012

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

施設名	認定こども園 もりまち保育園	(連絡担当者名)	長崎 幸子
従事先住所等	〒 852-8999 長崎市茂里町 432-1 電話 095 (899) 8877		
採用年月日	平成・令和 5 年 4 月 1 日		
雇用形態	年間の従事日数が 180 日	☒ 以上 ☐ 未満	
職 種	☒ 保育士 ☐ 保育士以外 ()		
採用後の休職状況 その他備考	※休職がある場合は、その内容と期間(予定)を記入下さい。		

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 8 年 4 月 10 日

氏名(自署)

長崎 花子

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 8 年 4 月 15 日

○業務従事先の住所

長崎市茂里町 432-1

○業務従事先の名称

認定こども園 もりまち保育園

○業務従事先の長の職及び氏名

園長 茂里 太郎



業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借受人欄】

貸付番号		氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所等	〒 _____				
	携帯電話	()	自宅電話	()	

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

施設名		(連絡担当者名)
従事先住所等	〒 _____ 電話 ()	
採用年月日	平成・令和 年 月 日	
雇用形態	年間の従事日数が 180 日 ☐ 以上 ☐ 未満	
職 種	☐ 保育士 ☐ 保育士以外 ()	
採用後の休職状況 その他備考	※休職がある場合は、その内容と期間(予定)を記入下さい。	

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名(自署)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

○業務従事先の住所

○業務従事先の名称

○業務従事先の長の職及び氏名



卒業見込報告書

令和 年 月 日現在

長崎県社会福祉協議会会長 様

下記の者の在学状況について届出ます。 担当者氏名()

貸付番号	氏 名	学年	卒業見込の状況	備考
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	
			確定 ・ 未確定 ・ 留年 ・ その他	

※ 未確定の場合は、備考欄に確定する時期を記載して下さい。

※ その他の場合は、備考欄にその旨を記入してください。

施設の長は毎年 2 月末日までに報告願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

養成施設名
施設長名



休学・停学・復学・留年届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現住所 〒 ー

電話番号 ()

氏 名

このたび、養成施設等を（※ 休学 ・ 停学 ・ 復学 ・ 留年 ）しましたので、
下記のとおりお届けします。

養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく)			
	入学年月日	年 月 日	第 学年
※届 出 事 項	1 休学 (年 月 日から 年 月 日まで)		
	2 停学 (年 月 日から 年 月 日まで)		
	3 復学 (年 月 日)		
	4 留年 (年 月 日から 年 月 日まで)		
理 由			

<備考> ※欄は該当するもの、番号を○で囲んでください。

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

養成施設等の所在地 〒 ー

養成施設等の名称
養成施設等の長の職及び氏名



保育士養成施設 退学・退校届

令和 年 月 日
長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現住所 〒 -

電話番号 ()

氏 名

下記のとおり退学・退校しましたのでお届けします。

1 退学・退校した養成施設名	
2 退学・退校理由	
3 退学・退校年月日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

養成施設等の所在地 〒 -

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名



長崎県保育士修学資金辞退届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住 所 等	〒 _____		
	自宅電話 ()	携帯電話 ()	
フリガナ			生年月日
氏 名 (自 署)			昭和・平成 年 月 日生
貸付決定日	年 月 日	貸付決定額	円

下記のとおり長崎県保育士修学資金の貸付を辞退しますので、お届けします。

辞 退 年 月 日	令和 年 月 日
辞 退 理 由	

長崎県保育士修学資金返還計画書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
養成施設名			
	※卒業・修了（予定）・中退 年月日	令和 年 月 日	
住所等	〒 —		
	固定電話 ()	携帯電話 ()	
氏名(自署)		生年月日	昭和・平成 年 月 日生

次のとおり長崎県保育士修学資金の返還計画書を提出します。

借用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	ヶ月間
(休止期間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	ヶ月間
返還すべき額	円	
※返還方法	一括 ・ 半年賦 ・ 月賦 (48 ヶ月) で返還予定	
返還理由 (該当するものの番号を○で囲んで下さい。)	1. 貸付契約の解除 2. 保育士の未登録 3. 返還免除対象業務（保育所等）以外の業務に就職 4. 長崎県外に就職 5. その他（詳しく ）	
就職先	(名称)	
	(住所) 〒 — 電話 ()	
	(職種) (就職年月日) 令和 年 月 日	

[連帯保証人]

【連帯保証人が2名の場合使用】

[連帯保証人]

〒 —
住所等

〒 —
住所等

携帯電話 ()
自宅電話 ()

携帯電話 ()
自宅電話 ()

氏 名

氏 名

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

退 職 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現 住 所 〒 ー
電話番号 ()
氏 名

下記のとおり退職しましたので、お届けします。

最 終 従 事 先	名 称	
	住 所 等	〒 ー 電話 ()
	雇用形態	年間の従事日数が180日 ☐ 以上 ☐ 未満
	職種	☐ 保育士 ☐ 保育士以外 ()
	採用年月日	年 月 日
	退職年月日	年 月 日
採用後の求職状況	※休職がある場合は、その内容と期間を記入してください。	
退 職 理 由		

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

最終従事先の所在地 〒 ー

最終従事先の名称

最終従事先の長の職及び氏名



住所・氏名変更届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現住所 〒 —

電話番号 ()

氏 名

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

※ 借受人 ・ 連帯保証人	新	住所等	〒 — 電話 ()
		フリガナ 氏 名	
	旧	住所等	〒 — 電話 ()
		フリガナ 氏 名	

備考 ※欄は該当するものを○で囲んでください。
住民票の写しを添付して下さい。

死 亡 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

※届出人 (借受人 ・ 連帯保証人 ・ その他遺族)

現 住 所 〒 ー

電話番号 ()

氏 名

下記のとおり死亡しましたので、お届けします。

借 受 人 ・ 連 帯 保 証 人	住 所 等	〒 ー	
		電話 ()	
	氏 名		
	死亡年月日	年 月 日	
	(在学中の場合) 養成施設等名 (学科・専攻まで詳しく) ※借受人死亡の場合のみ記載		
		卒業(予定)年月日	年 月 日
	(卒業後の場合) 業務従事先 ※借受人死亡の場	住所等	〒 ー
		電話 ()	
	名 称		
	職 種		

注) 1 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本等を添付してください。
2 在学期間中に死亡した場合は、辞退届を併せて提出して下さい。

連帯保証人変更申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付（申請）中の長崎県保育士修学資金につきまして、連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者】

現住所 〒 —

氏 名 (印)

【現在の連帯保証人】※変更しない方

現住所 〒 —

氏 名 (印)

【現在の連帯保証人】※変更する方

現住所 〒 —

氏 名 (印)

新 連 帯 保 証 人			
フリガナ			生年月日
氏 名	(印)	年 月 日	生 歳
住 所 等	〒 — 電話 ()		
勤 務 先 住 所 等	名称・職種		
	〒 — 電話 ()		
年間所得額	円	本人との続柄	

※添付書類 新連帯保証人の印鑑登録証明書
新連帯保証人の所得を証明するもの（所得証明書、源泉徴収票等）

卒業届 (資格取得届)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 ー

電話番号 ()

氏 名

私は、保育士養成施設を卒業し、保育士資格の取得状況は下記のとおりであったので届け出ます。

記

卒業年月日	保育士資格取得(登録)の有無
令和 年 月 日	有 ・ 無

※保育士証（写し）を添付してください。

保育士証がまだ手元に届かない場合は、「保育士登録済通知書」の写しを提出し、その後、保育士証が届き次第速やかに提出して下さい。

令和 年 月から保育士又は保育教諭として勤務予定の保育施設名を下記に記入してください。

☐ 未決定	決定の時期	令和 年 月頃	
☐ 決定済 (予定含む)	施設の名称	住所	電話番号

.....

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

養成施設名

施設長名



※卒業証書写しの添付を以て、上記養成施設の証明印は省略することができます。

長崎県保育士修学資金貸付に関する意見書

1. 被保護世帯の状況

(1) 申請人 氏名 _____ (生年月日) ____ 年 ____ 月 ____ 日生

(2) 世帯主(住所) _____ (氏名) _____

(3) 保護開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(4) 給付内容

① 生活扶助 ② 住宅扶助 ③ 教育扶助 ④ 医療扶助 ⑤ 介護扶助

※(該当する給付内容に○を付けて下さい)

(5) 世帯人数 (人)

2. 保育士修学資金貸付に関する福祉事務所の意見

【本貸付による自立助長に関する意見及び申請人の就学時の世帯認定等について記載して下さい】

上記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

保育士修学資金貸付申請チェックリスト

養成施設名(高校名)		申請者	
養成施設等担当者名		氏名	

申請者、養成施設双方でチェックを行って下さい。担当者名も、必ず記入して下さい。

【書類が揃ったかのチェックと各記載内容の確認チェック】

最終提出するときは、下記順番で書類を並べて下さい。

共通	各種様式への記載は、各種記載例を参照し記入したか。			☐
	記入すべき項目でのブランク（記入漏れ）はないか			☐
書類が揃っているかのチェック		各書類の記載内容のチェック		
☐	貸付申請書 (様式第1号) 1/3枚目	1	すべて記入したか、期間と申請金額は正しいか	☐
		2	生活費加算を利用する場合、居住地、年齢により月額限度額が異なります。募集要項等で確認したか。 また期間は2年内か。	☐
		3	生活保護世帯の場合、生活費加算により入学後は世帯分離扱いとなります。保護変更決定通知書は取得しているか	☐
		4	養成施設進学にあたり、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金を借受けていないか。(借受中の場合併給不可)	☐
☐	貸付申請書 (様式第1号) 2/3枚目	5	家族欄は、注意事項に従い、両親（主たる生計者）の被扶養者及び両親の住民票記載の全員を記入しているか。	☐
		6	署名したか（連帯保証人）	☐
		7	申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者等）であるか	☐
☐	貸付申請書 (様式第1号) 3/3枚目	8	「保育士として働くことに対する想い」について簡潔に記入したか	☐
☐	個人情報の取扱同意書 (様式第2号)	9	署名したか：2か所（保証人2名の場合、3か所） (申請者・連帯保証人)	☐
☐	推薦書 (様式第3号)	10	署名・押印したか：1か所（高校又は養成校）	☐
		11	連絡担当者に、今後の窓口担当者名を記入したか	☐
☐	住民票	12	本人、両親（主たる生計者）及びその被扶養者全員分を添付しているか	☐
		13	世帯の全部。続柄を含む。本籍、個人番号は含めない。	☐
☐	所得・課税証明書	14	申請者世帯の生計維持者（原則として父母）分を添付しているか ※『課税所得額（課税標準額）』及び『市町村住民税調整控除額』の記載があるか	☐
☐	その他	15	生活費加算の場合、手引きに従った書類を添付しているか	☐
☐	申請チェックリスト 本票	16	チェックの漏れは無い（最後にチェック）	☐

【提出・問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

welなが（ふくしのお仕事ステーション）

保育士修学資金貸付担当 宛て

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

E-mail : kashitsuke@nagasaki-pref-shakyo.jp

TEL 095-846-8656

※ 貸付番号は、今後照会等で必要になります。
貸付決定通知書から転記しておいて下さい。

申請者名	
貸付番号	